

(別紙3)

○農林水産省告示第九百十五号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び五十九条並びに動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)第一百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号(動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年六月六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 冬柴 鐵三

表ワクチンの部中

「豚サーコウウイルス(2型・ 組換え型)感染症(カルボ	225,000	20,300	11	11	2	を
--------------------------------	---------	--------	----	----	---	---

キシビニルポリマーアジユ バント加) 不活化ワクチン										
「豚サーコウイルス (2型・ 組換え型) 感染症 (カルボ キシビニルポリマーアジユ バント加) 不活化ワクチン	225,000	20,300	11	11	2					
豚サーコウイルス (2型) 感染症不活化ワクチン (油 性アジユバント加懸濁用液)	357,500	20,300	13	12	2					
「豚繁殖・呼吸障害症候群生 ワクチン	412,800	49,500		17	2					

「豚繁殖・呼吸障害症候群生 ワクチン	303,200	49,500		15	2	」
「鶏貧血ウイルス感染症生ワ クチン	1,064,900	155,700	21		2	」
「鶏貧血ウイルス感染症生ワ クチン	793,100	155,700	17		2	」
「マレック病（マレック病ウ イルス2型・七面鳥ヘルペ スウイルス）・鶏痘混合生 ワクチン	1,006,300	324,300		凍結ワク チン 17 乾燥ワク チン 14	凍結ワク チン 2 乾燥ワク チン 2	」
「マレック病（マレック病ウ イルス2型・七面鳥ヘルペ スウイルス）・鶏痘混合生	682,000	324,300		凍結ワク チン 15 乾燥ワク	凍結ワク チン 2 乾燥ワク	」

ワクチン					チン	12	チン	2
「狂犬組織培養不活化ワクチン	285,000	20,300	13		2			42
「狂犬組織培養不活化ワクチン	285,000	20,300	47	13	5mL未満の場合 5		5mL以上20mL未満の場合 2	42

※ 西条総合病院の報告

「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌体吸収剤）	73,800	0	6		2			42
---	--------	---	---	--	---	--	--	----

ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット（不活 化マイコバクテリウム・フ レイ菌体吸収剤）	73,800	0	6	2	2	21
ヨーネ病診断用抗原固相化 酵素抗体反応キット（予備 的検出用）	55,900	0	2	2	2	21
トキソプラズマ病診断用蛍 光抗体	59,000	0	16	5	5	21
トキソプラズマ病診断用蛍 光抗体	59,000	0	16	5	5	21

A型インフルエンザ診断用 ラテックス標識抗体反応キ ット	27,000	0	2		2
------------------------------------	--------	---	---	--	---

品番